

諮問番号：令和3年諮問第1号 諮問日：令和3年 9月 3日
答申番号：令和3年答申第1号 答申日：令和3年10月11日
件名：平成31年度（令和元年度）国会議員政策担当秘書資格試験論文式
試験に係る本人の採点前解答用紙の不開示に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成31年度（令和元年度）国会議員政策担当秘書資格試験論文式試験において私が提出した採点前の原稿用紙」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示としたことは、妥当である。

第2 苦情申出人の苦情の内容の要旨

苦情申出人の苦情申出の趣旨及び苦情の内容の要旨は、苦情の申出書の記載によると、以下のとおりである。

1 苦情申出の趣旨

衆議院事務局の保有する個人情報の保護に関する規程10条の規定に基づく開示申出に対し、令和3年7月13日付け衆庶発第1790号により衆議院事務局（以下「事務局」という。）が「保存期間満了により廃棄しており、保有していない」との理由で不開示としたことについて、その取消しを求める。

2 苦情の内容の要旨

国会議員政策担当秘書資格試験第一次試験に係る論文式試験の解答用紙については、採点対象者に係るものは最終合格者発表後に試験業務の委託先において廃棄され、採点対象とならなかった者に係るものについても、同様に、最終合格者発表前後に廃棄されたものと思料するが、この取扱いが合理的なものかを検討する。

① 事務局には、公文書等の管理に関する法律の適用はないが、「衆議院事務局文書取扱規程」（以下「文書取扱規程」という。）等により、同法に倣った運用がなされていると承知している。文書取扱規程においては、文書の保存期間について「30年」から「事務処理上必要な1年未満の期間」までの区分を定めている。

事務局が公表する議院行政文書ファイル管理簿によれば、平成31年度国会議員政策担当秘書資格試験に関して「平成31年度政策担当秘書資格

試験委員会関係」という保存期間30年の文書ファイルが存在するにもかかわらず、論文式試験の解答用紙について1年未満の保存期間を設定することは不合理である。

② 論文式試験は第一次試験の合格者決定の重要な判断要素であり、その解答用紙について、1年未満の保存期間を設定する文書の類型に該当するか疑問がある。立法機関の活動を事後検証する観点から、論文式試験の解答用紙について1年未満の保存期間を設定することは不合理である。

③ 国家試験の受験者が自身の解答の内容について開示申出を求めることは一般的にあり得ることであるため、こうした文書については長期間の保存が望ましく、事務局が不開示とした理由として「保存期間満了により廃棄しており、保有していない」との説明を掲げたことは不合理である。

以上のことから、事務局が保有個人情報を開示としたことについて取消しを求める。

また、今後、事務局には、論文式試験の解答用紙に関し相応の保存期間を設定することを望むものである。

第3 事務局の不開示理由の要旨

事務局の不開示理由の要旨は、事務局から説明を聴取したところ、以下のとおりである。

1 国会議員政策担当秘書資格試験第一次試験等について

国会議員政策担当秘書資格試験（以下「資格試験」という。）は、国会議員の政策立案及び立法活動を補佐する政策担当秘書に必要な知識及び能力を有するかどうかを判定する国家試験であり、国会議員の政策担当秘書資格試験等実施規程に基づき、国会に置かれる政策担当秘書資格試験委員会が実施するものである。

政策担当秘書資格試験委員会の庶務は、衆参両院の事務局が共同して処理することとされており、試験の実施に当たって衆参が交互に窓口となる等、衆参が隔年交代で主担当を務める体制としている。

資格試験は第一次試験と第二次試験で構成され、第一次試験は多肢選択式（本件当時は「多肢選択式」と表記。）及び論文式による筆記試験である。多肢選択式試験の結果と論文式試験の結果を総合して第一次試験合格者を決定するが、その際に、多肢選択式試験において相当と認める成績を得た者のみを論文式試験の採点対象とする取扱いとしている。

試験事務のうち、試験問題の作成並びに採点及び結果処理等については外部に業務委託している。

2 論文式試験の解答用紙の取扱いについて

本件開示申出は、平成31年度（令和元年度）資格試験の論文式試験において、苦情申出人自身が提出した採点前の解答用紙（以下「本件文書」という。）に記録された保有個人情報の開示を求めるものである。

上記1で述べたとおり、資格試験の第一次試験の採点においては、多肢選択式試験において相当と認める成績を得た者のみを論文式試験の採点対象としている。

したがって、論文式試験の解答用紙については、採点対象となるもののみを試験業務の委託先に送付しており、採点及び結果処理業務を終えた後は、そのまま当該委託先において保管させている。一方、採点対象とならなかった解答用紙は事務局において保管する。保管している解答用紙は、最終合格者発表の後、事務局又は当該委託先において、それぞれ廃棄する取扱いとしており、平成31年度（令和元年度）においても同様に取り扱ったところである。

3 結論

本件文書は上記2に述べた取扱いに従って開示申出の時点において既に廃棄していたことから、本件対象保有個人情報について、保有していないことを理由として不開示とした。

第4 調査・審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり調査・審議を行った。

- ① 令和3年 8月30日 苦情の申出書の接受
- ② 9月 3日 諮問
- ③ 同月29日 調査・審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示申出は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、事務局は、これを保有していないとして不開示とした。

これに対し、苦情申出人は、事務局が本件対象保有個人情報につき、「保存期間満了により廃棄しており、保有していない」との理由で不開示としたことについて、その取消しを求めていることから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

本件文書の取扱いに関する事務局の説明は第3の2のとおりである。

さらに、審査会として、改めて本件文書の廃棄に至る過程を確認したところ、最終合格者の発表に関する一連の事務を終えた後、速やかに廃棄しているとの回答を得た。

本件開示申出の時点において既に本件文書を廃棄しており、本件対象保有個人情報を保有していないとの事務局の説明について特に不自然、不合理な点は認められず、また、これを否定するに足りる事情もないことを踏まえれば、事務局において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 開示申出人のその他の主張について

苦情申出人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件対象保有個人情報の不開示妥当性

以上のことから、事務局が、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示としたことは妥当であると判断した。

第6 答申をした委員

鈴木健太、橋本博之、江島晶子